

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0303.82	1. えいの胸びれ (Raja 属のもの)	0303.82	1. えいのひれ (又はえいの胸びれ) (Raja 属のもの)
	本品は、えいの体の左右両側から得られる。これらの胸びれは、皮がない状態で提示され、冷凍されているものであり、放射状の軟骨を含み、重量比は、魚肉約 86%、軟骨約 14% である。 （省 略）		本品は、翼の形をしているえいの体の左右両側から得られる。これらのひれ（又は胸びれ）は、皮がない状態で提示され、冷凍されているものであり、放射状の軟骨を含み、重量比は、魚肉約 86%、軟骨約 14% である。 （同 左）
<u>0303.91</u>	1. からふとししゃも (Capelin) の卵	<u>0303.90</u>	1. からふとししゃも (Capelin) の卵
	（省 略）		（同 左）
	（削 除）	<u>2008.99</u>	<u>3. 冷凍おたねにんじん</u> 本品は、冷凍のおたねにんじんで、調製食料品（例えば、チキンスープ）の材料として使用されるものである。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u>
<u>2202.99</u>	1. ピーチネクター及びアプリコットネクター	<u>2202.90</u>	1. ピーチネクター及びアプリコットネクター
	（省 略）		（同 左）
<u>2202.99</u>	2. アロエベラゲル	<u>2202.90</u>	2. アロエベラゲル
	（同 左）		（同 左）
<u>2202.99</u>	3. アロエベラドリンキングゲルピュア（液状）	<u>2202.90</u>	3. アロエベラドリンキングゲルピュア（液状）
	（同 左）		（同 左）
<u>2202.99</u>	4. 電解質水溶液	<u>2202.90</u>	4. 電解質水溶液

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	（同 左）		（同 左）
<u>2202.99</u>	5. ノンアルコール飲料 (Gripe "water") （同 左）	<u>2202.90</u>	5. ノンアルコール飲料 (Gripe "water") （同 左）
<u>2202.99</u>	6. ノンアルコール飲料 （同 左）	<u>2202.90</u>	6. ノンアルコール飲料 （同 左）
2209.00	1. 植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれぞれに食材を加えて取り揃えた物品 （省 略） 通則 1 及び 3 (c) を適用	2209.00	1. 植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれぞれに食材を加えて取り揃えた物品 （同 左） 通則 1、3 (c) 及び 6 を適用
27.10 項 ～ 27.13 項	1. 石油製品 第 27 類の石油製品（ペトロラタム、石油ワックス、石油アスファルト及び石油（第 27.12 項、第 27.13 項及び第 27.10 項））の区分基準 (i) 回転温度法（ISO 2207 (ASTM D 938 と同等の方法)）により測定したときの凝固点による区分 (a) 摂氏 30 度未満（油） (b) 摂氏 30 度以上（下記 (ii) による。）	27.10 項 ～ 27.13 項	1. 石油製品 第 27 類の石油製品（ペトロラタム、石油ワックス、石油アスファルト及び石油（第 27.12 項、第 27.13 項及び第 27.10 項））の区分基準 (i) 回転温度法（ASTM D 938）により測定したときの凝固点による区分 (a) 摂氏 30 度未満（油） (b) 摂氏 30 度以上（下記 (ii) による。）
27.10 項 2712.10 ～ 2712.90 又は		27.10 項 2712.10 ～ 2712.90 又は	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2713. 20	<p>（省 略）</p> <p>（iv）上記（ii）（b）に該当する物品について、摂氏 25 度における混和ちよう度（<u>ISO 2137 (ASTM D 217 と同等の方法)</u>）による区分</p> <p>（a）350 以上（油）</p> <p>（b）350 未満（下記（v）による。）</p> <p>（v）上記（iv）（b）に該当する物品について、摂氏 25 度におけるちよう度（<u>ISO 2137 (ASTM D 937 と同等の方法)</u>）による区分</p> <p>（a）80 以上（ペトロラタム）</p> <p>（b）80 未満（石油ワックス）</p> <p>（削 除）</p> <p>27. 10—27. 13／1 の例規の図解 第 27. 10 項、第 27. 12 項及び第 27. 13 項の石油製品の区分基準（第 27. 10 項の調製品を除く。）</p>	2713. 20	<p>（同 左）</p> <p>（iv）上記（ii）（b）に該当する物品について、摂氏 25 度における混和ちよう度（<u>ASTM D 217</u>）による区分 <u>（注）</u></p> <p>（a）350 以上（油）</p> <p>（b）350 未満（下記（v）による。）</p> <p>（v）上記（iv）（b）に該当する物品について、摂氏 25 度におけるちよう度（<u>ASTM D 937</u>）による区分</p> <p>（a）80 以上（ペトロラタム）</p> <p>（b）80 未満（石油ワックス）</p> <p><u>（注）試料が硬い場合には、混和ちよう度試験（ASTM D 217）を省略し、直ちにちよう度測定（ASTM D 937）を行う。</u></p> <p>27. 10—27. 13／1 の例規の図解 第 27. 10 項、第 27. 12 項及び第 27. 13 項の石油製品の区分基準（第 27. 10 項の調製品を除く。）</p>
27. 10 項		27. 10 項	
2712. 10 ～ 2712. 90		2712. 10 ～ 2712. 90	
2712. 10		2712. 10	
2712. 20 又は 2712. 90		2712. 20 又は 2712. 90	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>2710.19 2. 灯油及びパラフィンの混合物</p> <p>本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。<u>ISO 3405 の方法 (ASTM D 86 の方法と同等の方法)</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90% 未満</p> <p>ISO 2207 (ASTM D 938 と同等の方法)</p> <p>凝固点</p> <p>ASTM D 938</p> <p>30°C 未満</p> <p>30°C 以上</p> <p>ISO 2137 (ASTM D 217 と同等の方法)</p> <p>ISO 2137 (ASTM D 937 と同等の方法)</p> <p>ASTM D 5</p> <p>ASTM D 217</p> <p>ASTM D 937</p> <p>2710.19 2. 灯油及びパラフィンの混合物</p> <p>本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。<u>ASTM D 86 の方法</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90% 未満のものであり、ジェットエン</p>	<p>2710.19 2. 灯油及びパラフィンの混合物</p> <p>本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。<u>ASTM D 86 の方法</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90% 未満のものであり、ジェットエン</p>	<p>2710.19 2. 灯油及びパラフィンの混合物</p> <p>本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。<u>ASTM D 86 の方法</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90% 未満のものであり、ジェットエン</p>	<p>2710.19 2. 灯油及びパラフィンの混合物</p> <p>本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。<u>ASTM D 86 の方法</u>による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90% 未満のものであり、ジェットエン</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	満のものであり、ジェットエンジン用の燃料として使用される。 通則 1（第 27 類注 2）及び 6（第 27 類号注 4）を適用		ジン用の燃料として使用される。 通則 1（第 27 類注 2）及び 6（第 27 類号注 4）を適用
<u>3002.12</u>	1. Blood fraction (血液分画物) (省 略)	<u>3002.10</u>	1. Blood fraction (血液分画物) (同 左)
<u>3002.13</u>	1. インターフェロン (省 略) <u>通則 1 及び 6（第 30 類号注 1 (a)）を適用</u>	<u>3002.10</u>	2. インターフェロン (同 左) (新 規)
<u>3002.13</u>	2. ペグインターフェロン アルファー-2a (INN) (省 略) <u>通則 1 及び 6（第 30 類号注 1 (a)）を適用</u>	<u>3002.10</u>	4. ペグインターフェロン アルファー-2a (INN) (同 左) 通則 1 及び 6 を適用
<u>3002.13</u>	3. ペグインターフェロン アルファー-2b (INN) (省 略) <u>通則 1 及び 6（第 30 類号注 1 (a)）を適用</u>	<u>3002.10</u>	5. ペグインターフェロン アルファー-2b (INN) (同 左) 通則 1 及び 6 を適用
<u>3002.13</u>	4. Pegfilgrastim (INN) (N-(3-hydroxypropyl)methionyl colony-stimulating factor (human), 1-ether with α -methyl- ω -hydroxypoly(oxyethylene)) (省 略)	<u>3002.10</u>	6. Pegfilgrastim (INN) (N-(3-hydroxypropyl)methionyl colony-stimulating factor (human), 1-ether with α -methyl- ω -hydroxypoly(oxyethylene)) (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3002. 15</u>	<p>通則 1 及び 6 <u>（第 30 類号注 1 (a)）</u> を適用</p> <p><u>1. 酵素・免疫吸着分析法（エリサ法）</u> によって試験管内で人間の血清又は血漿（しょう）中の H I V ウィルスを検出する診断用キット</p> <p>（省 略）</p>	<u>3002. 10</u>	<p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p><u>3. 酵素・免疫吸着分析法（エリサ法）</u> によって試験管内で人間の血清又は血漿（しょう）中の H I V ウィルスを検出する診断用キット</p> <p>（同 左）</p>
<u>3705. 00</u>	<p>1. カラー写真の透明陽画</p> <p>（省 略）</p> <p><u>通則 1 を適用</u></p>	<u>3705. 90</u>	<p>1. カラー写真の透明陽画</p> <p>（同 左）</p> <p>（新 規）</p>
<u>3808. 61</u>	<p><u>1. 抗寄生虫ローション</u></p> <p>本品は、ペルメトリン (permethrin) 1.0% (有効成分)、マラチオン (malathion) 0.5% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 4.0% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れた正味の重量が 116g のもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。</p> <p>通則 1 及び 6 <u>（第 38 類号注 2）</u> を適用</p>	<u>3808. 91</u>	<p><u>3. 抗寄生虫ローション</u></p> <p>本品は、ペルメトリン (permethrin) 1.0% (有効成分)、マラチオン (malathion) 0.5% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 4.0% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れたもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>
<u>3808. 91</u>	<p><u>3. 犬用の首輪</u></p> <p>（同 左）</p>	<u>3808. 91</u>	<p><u>4. 犬用の首輪</u></p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3824.99</u>	1. Elprocamex （省 略）	<u>3824.90</u>	1. Elprocamex （同 左）
<u>3824.99</u>	2. Combined emulsifier and stabiliser （省 略）	<u>3824.90</u>	2. Combined emulsifier and stabiliser （同 左）
<u>3824.99</u>	3. 抗生物質の濃縮物 （省 略）	<u>3824.90</u>	3. 抗生物質の濃縮物 （同 左）
<u>3824.99</u>	4. 口紅用基剤（着色料及び香料を含んでいないもの） （省 略）	<u>3824.90</u>	4. 口紅用基剤（着色料及び香料を含んでいないもの） （同 左）
<u>3824.99</u>	5. 合成アルミノけい酸ナトリウム （省 略）	<u>3824.90</u>	5. 合成アルミノけい酸ナトリウム （同 左）
<u>3824.99</u>	6. 合成けい酸カルシウム （省 略）	<u>3824.90</u>	6. 合成けい酸カルシウム （同 左）
<u>3824.99</u>	7. 経皮投与剤 （省 略）	<u>3824.90</u>	7. 経皮投与剤 （同 左）
<u>3824.99</u>	8. 天然カルシウムベントナイトに少量の（重量比 1 %から 4 %） 炭酸ナトリウム（ソーダ灰）を混合したもの （省 略）	<u>3824.90</u>	8. 天然カルシウムベントナイトに少量の（重量比 1 %から 4 %） 炭酸ナトリウム（ソーダ灰）を混合したもの （同 左）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3824.99</u>	9. 手や足を温める使い捨てのカイロ (省 略)	<u>3824.90</u>	9. 手や足を温める使い捨てのカイロ (同 左)
<u>3824.99</u>	10. 異なる 2 種類のベントナイト粘土の混合物 (省 略)	<u>3824.90</u>	10. 異なる 2 種類のベントナイト粘土の混合物 (同 左)
<u>3824.99</u>	11. 顆粒状漂白活性剤 (省 略)	<u>3824.90</u>	11. 顆粒状漂白活性剤 (同 左)
<u>3824.99</u>	12. 2 種類の無機化合物の混合物 (省 略)	<u>3824.90</u>	12. 2 種類の無機化合物の混合物 (同 左)
<u>3824.99</u>	13. 植物用の液状微量元素調製品 (省 略)	<u>3824.90</u>	13. 植物用の液状微量元素調製品 (同 左)
<u>3824.99</u>	14. 乳化剤 (省 略)	<u>3824.90</u>	14. 乳化剤 (同 左)
<u>3824.99</u>	15. 乳化剤 (省 略)	<u>3824.90</u>	15. 乳化剤 (同 左)
<u>3824.99</u>	16. 修正テープ (省 略)	<u>3824.90</u>	16. 修正テープ (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>3824.99</u>	17. 植物用の液体栄養調製品 (省 略)	<u>3824.90</u>	17. 植物用の液体栄養調製品 (同 左)
<u>3824.99</u>	18. 電子たばこ用カートリッジ (省 略)	<u>3824.90</u>	18. 電子たばこ用カートリッジ (同 左)
<u>3824.99</u>	19. 電子たばこ用カートリッジ (省 略)	<u>3824.90</u>	19. 電子たばこ用カートリッジ (同 左)
<u>3824.99</u>	20. "Shisha-Steam-Stones" (省 略)	<u>3824.90</u>	20. "Shisha-Steam-Stones" (同 左)
<u>3824.99</u>	21. 混合物 (省 略)	<u>3824.90</u>	21. 混合物 (同 左)
<u>4418.73</u>	1. 組み合わせた多層の竹製フローリングパネル（全体の厚さ 15 ミリメートル、幅 92 ミリメートル、長さ 1,850 ミリメートル） (省 略)	<u>4418.72</u>	4. 組み合わせた多層の竹製フローリングパネル（全体の厚さ 15 ミリメートル、幅 92 ミリメートル、長さ 1,850 ミリメートル） (同 左)
<u>4418.74</u>	1. <u>オーク材の</u> 床用寄せ木パネル（モザイク状のもの） (省 略)	<u>4418.71</u>	1. 床用寄せ木パネル（モザイク状のもの） (同 左)
<u>4418.75</u>	1. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 10 ミリメートル、幅 70 ミリメートル、長さ 600 ミリメートル） (省 略)	<u>4418.72</u>	1. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 10 ミリメートル、幅 70 ミリメートル、長さ 600 ミリメートル） (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>4418.75</u>	2. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 14 ミリメートル、幅 210 ミリメートル、長さ 2,190 ミリメートル） (省 略)	<u>4418.72</u>	2. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 14 ミリメートル、幅 210 ミリメートル、長さ 2,190 ミリメートル） (同 左)
<u>4418.75</u>	3. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 14 ミリメートル、幅 145 ミリメートル、長さ各種） (省 略)	<u>4418.72</u>	3. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 14 ミリメートル、幅 145 ミリメートル、長さ各種） (同 左)
<u>4418.79</u>	1. <u>ビーチ材の床用寄せ木パネル</u> （厚さ 13.8 ミリメートル又は 21.8 ミリメートル、幅 129 ミリメートル、長さ 3,700 ミリメートル、1,830 ミリメートル又は 900 ミリメートル） (省 略)	<u>4418.79</u>	1. 床用寄せ木パネル（厚さ 13.8 ミリメートル又は 21.8 ミリメートル、幅 129 ミリメートル、長さ 3,700 ミリメートル、1,830 ミリメートル又は 900 ミリメートル） (同 左)
<u>4421.99</u>	1. <u>ビーチ材又はかば材の小型のくさび状、キューブ、ブロック</u> その他これらに類する形状の木製品 (省 略)	<u>4421.90</u>	1. 小型のくさび状、キューブ、ブロックその他これらに類する形状の木製品 (同 左)
<u>4421.99</u>	2. <u>松材の長方形の木材パネル</u> (省 略)	<u>4421.90</u>	2. 長方形の木材パネル (同 左)
<u>6304.20</u>	1. 蚊帳 (省 略) 通則 1 及び 6（第 63 類号注 1）を適用	<u>6304.91</u>	2. 蚊帳 (同 左) 通則 1、3 (b) 及び 6 を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>6907. 21</u>	1. テラコッタ製のクラッディング部材	<u>6907. 90</u>	1. テラコッタ製のクラッディング部材
～ <u>6907. 23</u>	<p>本品は、屋外又は屋内のクラッディングに使用されるものである。これらの部材には様々な寸法のものがあり、幅 200 から 245 ミリメートル、長さ 592 から 1520 ミリメートル、厚さ 15 から 40 ミリメートルの範囲である。それらの構造は規格化されており、何種類かの色及び様々な質感（滑らかにしたもの、表面に砂をまぶしたもの、筋付けしたもの等）がある。本品は、特別な耐食性の金具により、主要構造物（表面に断熱材を置くことができる。）に固定された垂直又は水平の金属形材に取り付けられる。<u>号レベルの所属は吸水率による。</u></p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p>（省 略）</p>		<p>本品は、屋外又は屋内のクラッディングに使用されるものである。これらの部材には様々な寸法のものがあり、幅 200 から 245 ミリメートル、長さ 592 から 1520 ミリメートル、厚さ 15 から 40 ミリメートルの範囲である。それらの構造は規格化されており、何種類かの色及び様々な質感（滑らかにしたもの、表面に砂をまぶしたもの、筋付けしたもの等）がある。本品は、特別な耐食性の金具により、主要構造物（表面に断熱材を置くことができる。）に固定された垂直又は水平の金属形材に取り付けられる。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> <p>（同 左）</p>
<u>8424. 41</u>	1. 蓄圧式噴霧器	<u>8424. 81</u>	1. 蓄圧式噴霧器
	（省 略）		（同 左）
<u>8467. 19</u>	1. ニューマチック（空気圧）式の剪（せん）定ばさみ	<u>8467. 19</u>	1. ニューマチック（空気圧）式の剪（せん）定ばさみ
	（省 略）		（同 左）
	<u>8466. 10／1、8467. 19／2 及び 8467. 29／1 参照</u>		（新 規）
	（削 除）	<u>8473. 30</u>	<u>2. マイクロプロセッサー</u>
			<p>本品は、長方形のシングルエッジコンタクトカートリッジに入れられている。カートリッジの寸法は、長さ 14 センチメートル、幅 6 センチメートル、厚さ 1.5 センチメートルである。カートリッジの中には、単一のガラス基板（6 層のプリント基板）がある。基板の表面上には、副構成要素が据え付けられている。副構成要素は、3 種類の集積回路、すなわち、コアプロセッサー集積回路</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
			チップ、4 個の L 2 (レベル 2) キャッシュメモリ及び 1 個の N L 2 キャッシュコントローラ (タグ RAM) を含み、さらに、受 動素子 (抵抗器の容器／コンデンサー) もある。コアプロセッサ ーチップは、演算及び論理素子であり、L 2 キャッシュメモリは、 小型の一時記憶超高速ブロックであり、また、タグ RAM は、理 論チップ又はキャッシュコントローラである。タグ RAM は、L 2 キャッシュにアクセスし、必要な情報の保存場所を検索する。 カートリッジは、シングルエッジコネクタを経由して、データ処 理ユニット (マザーボード) に接続する。基板上の相互連絡又は 回路は、薄膜又は厚膜技術ではなく、銅箔及びエッチングに基づ いたものである。 検討された物品：“Pentium® II”
8473.30	<u>2. 発光ダイオード (LED) バックライトユニット</u> (省 略)	8473.30	<u>3. 発光ダイオード (LED) バックライトユニット</u> (同 左)
8507.30	1. ニッケル・カドミウム蓄電池 (省 略) 通則 1 <u>(第 85 類注 3)</u> 及び 6 を適用	8507.30	1. ニッケル・カドミウム蓄電池 (同 左) 通則 1 及び 6 を適用
8507.50	1. ニッケル・水素蓄電池 (省 略) 通則 1 <u>(第 85 類注 3)</u> 及び 6 を適用	8507.50	1. ニッケル・水素蓄電池 (同 左) 通則 1 及び 6 を適用
8523.51	4. “Mini” SD (Secure Digital) card (省 略)	8523.51	4. “Mini” SD (Secure Digital) card (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8523.51	通則 1（第 85 類 <u>注 5</u> （a））及び 6 を適用 5. “Micro” SD (Secure Digital) card (省 略) 通則 1（第 85 類 <u>注 5</u> （a））及び 6 を適用	8523.51	通則 1（第 85 類 <u>注 4</u> （a））及び 6 を適用 5. “Micro” SD (Secure Digital) card (同 左) 通則 1（第 85 類 <u>注 4</u> （a））及び 6 を適用
<u>8528.52</u>	1. カラーモニター (省 略)	<u>8528.51</u>	1. カラーモニター (同 左)
<u>8528.52</u>	2. カラーモニター (省 略)	<u>8528.51</u>	2. カラーモニター (同 左)
<u>8528.52</u>	3. カラーモニター (省 略)	<u>8528.51</u>	3. カラーモニター (同 左)
<u>8528.52</u>	4. カラーモニター (省 略)	<u>8528.51</u>	4. カラーモニター (同 左)
<u>8528.52</u>	5. カラーモニター (省 略) (削 除)	<u>8528.51</u> <u>8528.59</u>	5. カラーモニター (同 左) 1. 映像の再生用 LCD (液晶ディスプレイ) 装置 本品は、本体をオーバーヘッドプロジェクター上に据え付け、 本体と自動データ処理機械又はビデオソースと接続することに より、自動データ処理機械又はビデオソースからの像を、大型ス

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
			クリーン上に再生する。ディスプレイは、解像度 640×480 ピクセルであり、また投影された映像の上で任意の位置を示すポインティング等の機能がある。 通則 3 (c) を適用 検討された物品：“Medium Online Ovation Plus 846”
8528.62	1. カラーデスクトップLCD（液晶ディスプレイ）プロジェクター (省略)	8528.61	1. カラーデスクトップLCD（液晶ディスプレイ）プロジェクター (同左)
8539.50	1. 発光ダイオード(LED) “spot lamp” (省略)	8543.70	6. 発光ダイオード(LED) “spot lamp” (同左)
8539.50	2. 発光ダイオード(LED) “bulb lamp” (省略)	8543.70	7. 発光ダイオード(LED) “bulb lamp” (同左)
8541.29	1. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) device (省略) 通則 1（第 85 類注 9）及び 6 を適用 (省略)	8541.29	1. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) device (同左) 通則 1（第 85 類注 8）及び 6 を適用 (同左)
8542.39	1. 電力モジュール (省略) 通則 1（第 85 類注 9）及び 6 を適用	8504.40	2. 電力モジュール (同左) 通則 1 及び 6 を適用

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8542.39	<p><u>2. 電力モジュール</u></p> <p>（省 略）</p> <p>通則 1 <u>（第 85 類注 9）</u> 及び 6 を適用</p>	8504.40	<p><u>3. 電力モジュール</u></p> <p>（同 左）</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>
8542.39	<p><u>3. 電力モジュール</u></p> <p>（省 略）</p> <p>通則 1 <u>（第 85 類注 9）</u> 及び 6 を適用</p>	8504.40	<p><u>4. 電力モジュール</u></p> <p>（同 左）</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>
8542.39	<p><u>4. 電力モジュール</u></p> <p>（省 略）</p> <p>通則 1 <u>（第 85 類注 9）</u> 及び 6 を適用</p>	8504.40	<p><u>5. 電力モジュール</u></p> <p>（同 左）</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>
8702.10	<p><u>1. Ten-seat or twelve-seat motor vehicles</u></p> <p>（省 略）</p> 	8702.10	<p><u>2. Ten-seat or twelve-seat motor vehicles</u></p> <p>（同 左）</p> <p>（新 規）</p>
8702.10	<p><u>2. 10 人乗自動車</u></p> <p>（省 略）</p>	8702.10	<p><u>3. 10 人乗自動車</u></p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
		(新規)	
			
			(新規)
8703.10	1. スクーター (省略)	8703.10	1. スクーター (同左)
<u>8703.40</u>	1. ハイブリッドカー (省略) <u>通則 1 及び 6 を適用</u>	<u>8703.22</u>	1. ハイブリッドカー (同左) <u>通則 3 (b) 及び 6 を適用</u>
<u>8711.60</u>	1. 二輪電気駆動輸送装置 (省略)	<u>8711.90</u>	1. 二輪電気駆動輸送装置 (同左)
9006.59	2. イメージセッター (省略)	9006.10	1. イメージセッター (同左)
<u>9006.59</u>	<u>3. レーザーフォトプロッター</u> (省略)	<u>9006.10</u>	<u>2. レーザーフォトプロッター</u> (同左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>9406.10</u>	1. Grain silos (省 略)	<u>9406.00</u>	1. Grain silos (同 左)
<u>9620.00</u>	1. 三本脚のカメラ用支持具（三脚） (省 略) 通則 1 を適用	<u>9006.91</u>	1. 三本脚のカメラ用支持具（三脚） (同 左) 通則 1 <u>(90 類注 2 (b))</u> 及び <u>6</u> を適用